

平成30年度第3回横浜市入札等監視委員会議事概要

【日 時】平成30年10月19日（金）午後1時30分～

【場 所】 関内中央ビル5階特別会議室

【出席委員】 舟橋 和幸委員長、尾関 幸美委員、中道 徹委員、畑中 隆爾委員

【議 題】

1 審議事項

- | | |
|--------------------------------------|----|
| (1) 一般競争入札（条件付）（総合評価落札方式）に係る
抽出案件 | 3件 |
| (2) 一般競争入札（条件付）に係る抽出案件 | 3件 |
| (3) 随意契約に係る抽出案件 | 2件 |

2 報告事項

- (1) 指名停止等措置の状況について
- (2) 談合情報対応状況について
- (3) 入札及び契約手続の運用状況について

【議事内容】

審議事項に関する利害関係の確認

審議事項に関する利害関係の有無を確認した結果、利害関係がある旨の申出はなかった。

議題1－(1) 一般競争入札(条件付)(総合評価)に係る抽出案件3件についての審議

抽出案件： 1 「都市計画道路川向線(川向地区)街路整備工事(その5)」

2 「洋光台水道事務所屋上防水改修工事」

3 「横浜市市庁舎議場・委員会設備工事」

委員：抽出理由の説明。

1 「都市計画道路川向線(川向地区)街路整備工事(その5)」
平成30年度に運用の見直しを行った混合入札の対象案件であるため。

2 「洋光台水道事務所屋上防水改修工事」
総合評価落札方式の対象となる機会が少ない工種「防水」の案件であるため。

3 「横浜市市庁舎議場・委員会設備工事」
今回の対象案件において市庁舎関連の工事の件数が多く、中でも当該案件は唯一施工実績を求めた案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「都市計画道路川向線(川向地区)街路整備工事(その5)」について、混合入札にした背景と理由はあるのか。」

本市：「過去の案件において、JVのみで入札を行った場合、単体での入札に比べて応札者が約3分の1となり、競争性確保に課題がありました。そこで競争性を確保することを目的に混合入札を採用しました。」

委員：「都市計画道路川向線(川向地区)街路整備工事(その5)」について、実際に応札者は単体ばかりのようだが、混合入札導入後に応札者はどのように推移しているのか。」

本市：「昨年までのJVだけの案件の応札者数は平均6者でしたが、混合入札導入後の応札者数は平均11者程度まで増加しており、競争性は向上していると考えています。応札者も全て単体ではなく、JVで応札する事業者もあります。」

委員：「洋光台水道事務所屋上防水改修工事」について、19者の技術評価点が2.0点以下となっているが、これは偶然なのか。」

本市：「総合評価落札方式では案件ごとに評価項目を選定せず、建築の改修ではどの評価項目とするかあらかじめパターンを設定しており、これに基づいて評価をしています。防水工事自体が年間5件程度しか発注がなく、過去に同様な防水工事实績が1件しかない事業者もおり、評価点がつかなかったと考えられます。」

委員：「総合評価落札方式の当初の目的である技術的な評価を行う標準型及び簡易型ではなく、特別簡易型を採用する基準はあるか。」

本市：「明確な基準はありませんが、工事担当課が評価の必要性等をもとに判断をして決めています。」

委員：説明を了承。

議題1－(2) 一般競争入札(条件付)に係る抽出案件3件についての審議

抽出案件：1 「市営地下鉄新横浜駅改良工事(前期工事)」

2 「みなとみらい21地区20-50街区歩道橋整備工事(上部工その1)
みなとみらい21地区20-50街区歩道橋整備工事(上部工その2)(製作)」

3 「横浜市市庁舎映像・音響設備工事(その2)」

委員：抽出理由の説明。

1 「市営地下鉄新横浜駅改良工事(前期工事)」

今回の対象案件のうち契約金額が最も高い案件であり、また過去不調が多い市営地下鉄駅の改良に関する工事であるため。

2 「みなとみらい21地区20-50街区歩道橋整備工事(上部工その1)」

みなとみらい21地区20-50街区歩道橋整備工事(上部工その2)(製作)」

本来一体の工事を国の予算の都合によりやむを得ず2期に分割し、1期目を競争入札、2期目を随意契約とした「継続工事」案件であるため。また、入札は一括して行い、契約は2種類の国庫交付金ごとに分割して行う「合併入札」案件であるため。

3 「横浜市市庁舎映像・音響設備工事(その2)」

当初、一般競争入札(総合評価落札方式)で発注したが不調となり、一般競争入札(条件付)で再度発注した案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「市営地下鉄新横浜駅改良工事(前期工事)」について、今までの分割発注ではなく、一括発注とした理由は何か。」

本市：「過去の地下鉄駅の改良工事については、建築工事と設備工事の分割発注を行っていました。その結果、建築の事業者が決定しても電気及び管の事業者が入札不調により決定せず、全体の工期が予定よりも遅延したケースがあったことから、例外的に一括発注としました。」

委員：「みなとみらい21地区20-50街区歩道橋整備工事(上部工その1)及びみなとみらい21地区20-50街区歩道橋整備工事(上部工その2)(製作)」について、合併案件とのことだがこれは国の制度に伴い実施したのか。」

本市：「それぞれの案件で国からの交付金が異なり、交付金ごとに契約を分けて、用途を明確化していますが、合併案件として同一事業者と契約しています。」

委員：「横浜市市庁舎映像・音響設備工事(その2)について」、一般競争入札(総合評価落札方式)で発注したが不調となり、一般競争入札(条件付)に変更して発注したとのことだが、3JVしか入札に参加しなかった理由はあるのか。」

本市：「1回目の一般競争入札(総合評価落札方式)では、7者が応札しましたが、金額が折り合わず不調となりました。事業者が不調となった1回目の入札結果の予定価格を確認し、工期に対して採

算が合わないと考え、2回目の一般競争入札（条件付）を辞退した事業者がいたと推測します。その中でも3JVは、金額内で対応可能と判断し、入札に参加したと考えられます。」

委員：説明を了承。

議題1－（3）随意契約に係る抽出案件2件についての審議

抽出案件：1「都市計画道路横浜藤沢線（田谷小雀地区）及び田谷線街路整備工事（その6）」

2「栄第一水再生センター汚水ポンプ（23号機）電気設備工事」

委員：抽出理由の説明。

1「都市計画道路横浜藤沢線（田谷小雀地区）及び田谷線街路整備工事（その6）」

地方自治法施行令第167条の2第6号に基づく随意契約のうち、契約締結後の事情変更によるものであるため。

2「栄第一水再生センター汚水ポンプ（23号機）電気設備工事」

地方自治法施行令第167条の2第2号に基づく随意契約のうち、契約金額が最も高い案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「一般的に元工事がある随意契約の金額はどのように決まるのか。」

本市：「随意契約の工事の設計をするにあたって元工事と同じ工種がある場合には、元工事の入札時の落札率を通常の設計単価に乗じて、該当する随意契約の設計単価を設定します。その後、予定価格を決めた上で、事業者から見積りを取り、予定価格の範囲内に収まるかを確認します。仮に予定価格を超過していた場合には、さらに事業者との交渉を続け、予定価格内に収まればその金額で契約します。」

委員：説明を了承。

議題2－（1）指名停止等措置の状況について

本市より、「指名停止等措置の状況」について報告。

委員：「事業者が指名停止期間中に例外的に契約の対象とすることは可能なのか。」

本市：「指名停止期間中であっても内部審査を行い、例外的に契約の対象とすることは規程上可能です。」

委員：報告を了解。

議題2－（2）談合情報対応状況について

本市より、「談合情報対応状況」について報告。

委員：報告を了解。

議題2－（3）入札及び契約手続の運用状況について

本市より、「入札及び契約手続の運用状況」について報告。

委員：報告を了解。

【まとめ】

抽出した案件について審議を行った結果、適切に入札及び契約手続等が行われておりました。